



かりました事柄をお話申し上げますと、事故が起りました時間は二十八日午前十時五分ごろであります。場所はたゞいま法務省からお話のございましたように、安濃川の河口、津海岸の北端より約三百メートル南寄りの地点でございます。通称文化村地内といつておるところであります。遭難者は、死亡いたしましたものが全部で三十六名でございます。原因につきましては南から北への潮流と突然の大波に巻き込まれて、沖合いに漂示してあります危険標識区域外に流されて深いところに落ち込んで遭難したものと認められますが、なお原因につきましては引き続き取り調べ中でございます。本日午前十一時から現地を関係者が集まりまして、実地調査をいたしておる状況でございます。従いまして原因につきましてははなお現在引き続き調査中でございますので、こうだということを確認的に申し上げるのは差し控えたいと思つます。

現場の状況について申し上げますと、現場は終戦後駐留軍が海水浴場として使用しておつたこともありまして、現在は一般人にはあまり利用されておらない場所でございます。その沖合い五十メートルの地点に赤旗標識を立てて危険であるということを示しておりました。その沖合いに至るまでの間、南北に幅約百五十メートルを水泳の訓練区域といたしておるのであります。南北百五十メートルの水泳訓練区域のところを南五十メートルを男子の専用、北五十メートルを女子の専用にしておりまして、中間の五十メートルの区域を男女とも禁止区域に指定しておつたのであります。従つて今回事故

が起りましたのは、北の女子の区域で事故が起りました。従つて死亡いたしました者も全部女子の生徒である、こういうことになっております。

危険区域標識の地点は水深約一・二メートルのところを測定して設置したものであるということですが、当時の気象状況は特に特異なものはないと見えます。警察にいたしましては直ちに警官を非常招集いたしまして救助活動をいたしましたのであります。この水泳につきまして警察にいたしましては若干わかつておることを申し上げます。津の市教育委員会では水泳を習つておかなければいけないということで、各学校に対して水泳指導をするように指示しておつたのであります。

現場におきましては橋北中学校のほか二校が交互に水泳を実施するやうに市の委員会に届出があつたのであります。市の委員会では現場を調査しました上で、危険のない場所と認めてこれを承認したのであります。そして赤旗の標識をもちまして危険区域に出ないようにしておつたのであります。市委員会では訓練中の現場を視察いたしまして、赤旗区域から出ないやうに重ねて注意をしておつたというところであります。水泳時間につきましても、午前九時から十一時までの間が適当であるということでありまして、事故が起りましたのは十時五分というところになっております。先ほど言いましたように、現場は一般の海水浴に利用されておらないところでありまして、一般の人が海水浴をしますのは、さらにそれよりも南方千メートルくらい

す。なお同校の海水浴は十八日から始めまして、事故の起りました昨日は最後の水泳訓練の日であつて、遭難当時指導に當つておりました先生は十九名ということであつたのであります。なお救助に當りました警察官消防団等は、警察官が二百四十名、消防団員が約百名、日赤の救護班三十一名、津の医師会の救護班七十五名、以上が出ましているいろいろと救助の手当をいたしたのであります。不幸にして多数の犠牲者を出した次第であります。

○長井委員 まだ詳しい報告が参つておりませんが、遭難当時は十九名の教師がどういふふうなことをしておつたか、どういふ位置におつたかということとはわかりませんか。

○山口(喜)政府委員 ただいままでのところは、そこまでの報告が参つておりませんが、遭難当時の教師のおりました位置がどうであつたかということとは、まだ入つておりません。

○長井委員 なお遭難を發見いたしましたから以後とりましたところの処置について、新聞等の報ずるところによりますと、私は現地に詳しきものでございまして、わずかに二分くらいで三重大学の付属病院の距離にあるのであります。渡辺病院長は、病院に通知があつたのが一時間後であつた、もう少し早く知らされたらば、こんなこともなかつたものをという新聞記事を見ましたが、その救助に関する方法として何か御報告はありますか。

○山口(喜)政府委員 詳細につきましては、まだ参つておりませんが、警察も直後にすぐ連絡を受けるといふことではなく、若干時間が経過しておるよう

であります。警察も、どうも病院とか救急車なんかが出ておるようだが何たるうというところで事態を調べたのが実情でございます。

○長井委員 現在のところ、それ以上こちらでは事実はおわかつておらぬと思つて、お尋ねしても無益だと思つておるわけでございます。そしてその水泳の地域は、たゞいま遭難のあつた地域がほとんど限られた水泳の訓練場でございますので、私どもとしては十分の海面その他を存しておるわけでございます。ことに岩田川という川がありますが、これは現地より少し隔つた陸続きの川であります。この川の向うがいわゆる有名な阿漕浦であります。この阿漕浦の海水浴場もこの同様の状況にあります。今から十年くらい前に、京都から参つておりました小学校の海水浴の生徒が、約二十名くらいだと思つて、ほとんと同様の原因で遭難をいたしておりました。大へんな問題になつたのでございまして、その後二、三今日まで新聞に伝えるところのような原因で遭難をいたしておるものがございます。私にはこの遭難事件を耳にいたしまして、実は驚いたことは、津は海岸であり海水浴場でありまして、学校の校長以下その指導者たちは、いずれも海になれておるはずでありまして、危険もわかつておるはずであります。また潮のきもわかつておるはずであります。それにもかかわらずかくの

ごとき大事件を引き起したということ、これは教師の責任問題だと私は考へざるを得ないので。この間これに對して考へる余地がないのでございまして。現にこの朝日新聞その他にも地図が出ておりました。御承知でございますが、伊勢の海は非常に遠浅であります。

〔委員長退席、山本(榮)委員長代理着席〕

はるかに姿が見えなくなるくらい、引き潮のときなどは沖へ潮が引くのでございまして、海岸のすぐのところは常に少し掘れるのでございまして。ことに賢崎と申します一般海水浴場にいたしておりますところは、岩田川の砂の關係でこのことが比較的少く、よい海水浴場でございますけれども、現在遭難のありました中河原方面、阿漕浦方面はこれは常にあるのでございまして、このことは教師にいたしても、十分承知をいたしておらなければならぬところでありまして、潮のきもわかつておるやうなこともございまして、このときの潮は、新聞によりますと上げ潮でありますので、引き潮のときとは違つて、沖合いに流されるということにはまず少いところの潮のきもわかつておるやうな場合でございます。それで、そういう場合に水浴をいたしますときには、その穴のあるところを、教師がまず先に歩いて、ここは危ないということを示して、それから向うが遠浅になつておるやうなところを、その深くおる場所を警戒する。われわれが水泳の訓練をいたします場合でも、必ず初心者たちにはそうするのであります。そういうたんべちやべちや喜んで海の中に

ごとき大事件を引き起したということ、これは教師の責任問題だと私は考へざるを得ないので。この間これに對して考へる余地がないのでございまして。現にこの朝日新聞その他にも地図が出ておりました。御承知でございますが、伊勢の海は非常に遠浅であります。

入っていくのでございますが、そこで急激に穴のようなところにぶつかります、足を浮かしてしまいましたら、それが最後で、その向うにはいかに浅瀬がありまして、浮んでしまいました、それが遭難のもとになっておる。

京都の小学校の生徒の遭難のときも、同様なのでございます。別段荒い波が来たとか、特別な理由があったのではない。きよりの新聞に報ぜられたときと同様のことで遭難をいたしておるといふ経験——そんな昔話でない、戦時中であつたか、戦後であつたか、とにかくこの十年くらいの間、これも相当多数の遭難があつたのはそのそばであります。そういうことは、津市に奉職いたしております教師は、体操の教師は申すまでもありませんが、他の教員も十分存じていなければならぬ問題なんです。それを不注意にも想像いたしますと、子供を放してやつて、しかも訓練最終の日でありますから、多少の泳ぎも覚えていたはずであるにもかかわらず、かような不始末をいたしたことは、私は、これは実に教員の責任問題だ、こう考えざるを得ないのであります。そこで教員の責任問題となりませうれば、文教方面におけるいわゆる文部省に大きな責任があるわけでございますけれども、私は、本件は、今日までの他の各種の引率の教師の無責任な行動から遭難をいたしましたところの事例にもかんがみまして、単に文部省の行政罰、その他後は注意するんだとか、通告を發したとかいうような、そういう問題でこれは解決つ問題でない。それで、おそらく現地の検査庁もその点については活躍をしておるものと思ひます、警察も動いてお

ることと思ひますけれども、私はこの際、われわれの後輩である教育者を責めるような格好になることは心ならずぬことでございますけれども、四十名に近い、子供をなくした親の心になつて追究せざるを得ないのであります。どうか警察当局におかれても検査当局におかれても、これからは注意するといふことだけで、こういう問題は解決の十分にとつたという姿を見せない限りは、これはとうてい跡を断つことのできないものであります。それで私はこの法務委員会を通じて、強く本件に関する責任者の刑事訴追を要求するのであります。ことに最近の教育者、教育界の状況を見ますと、少しは反省の色もないといふこともござい

せんが、ことに私の県三重県などにおける教育者の現況を、私教育界の先輩として見ておきますと、実に驚くべき意外なことを多々発見するのであります。これが結局今日のような重大な過失を起すことになる。このことが鮮々に過ごされて、もとより自分はいかにうことを望んでおつたのではないとか、自分は直接の責任があるのではないとかというところで、こういう問題からのがれるといふことになりましてならば、これはもうとうていいかうのごとき不祥事の跡を断つことができない、こう私は深く憂慮いたしておりますので、われわれ同僚とも相談いたしました、その原因の探究につきましても、委員におかれても、検査当局並びに警察当局におかれても、ぜひともこれが原因の探究に十分尽され、そして責任者に

くといふことを、私はこの際強く要求いたしておきたいと思つております。なおこの善後措置につきましても、今後この問題が続けられるものと思ひますので、検査庁なり法務省の取扱に關しましては注目して拜見いたしておりますが、とりあえず事件自体の重大性にかんがみまして、万遺憾なきの責任のない人の命が失われたといふことは耐えがたいことではあります。法務委員会といたしましては、所管違いであるかもしれませんが、事人命に關する限り関心なきを得ないのでありますから一言申し上げたいのであります

が、一つこういう際には、従来の捜査方針と申しますか、態度から十歩も百歩も前進されて、世間で何て大がかりだといふくらいに態度で臨んでいただきたい。ただ所管の検査庁が、従来やつてきたような慣例で現場の検証をするというだけではなく、この問題を断たしめるためには徹底的な態度で臨んで、あくまでも原因を追及していただきたい。われわれも昔刑法の一條も習つたのですが、原因のない四十名のとうとい人命がどうして失われたかといふ原因が必ずあると思つた。この原因の追及といふことは、単なる行政上の弁明や釈明で終るものではないのであります。事人命に關する点から意見を申し上げて、当局の御意見を伺つておきたいと思つのであります。こういふ事件が起りますと、従来よ

なすべき手続を踏んでおるとか、あるいは十分監督の手を尽したとか、こういう言葉でのがれやすいのであります。近ごろ、御承知の通り、あまりにも人命が粗末にされ過ぎております。毎日の新聞を見ておられるとおり、紫雲丸事件でわれわれはまだあれだけ痛々しい記憶を持つておる。その上また四十名の命が失われたといふ責任のない人の命が失われたといふことは耐えがたいことではあります。法務委員会といたしましては、所管違いであるかもしれませんが、事人命に關する限り関心なきを得ないのでありますから一言申し上げたいのであります

が、一つこういう際には、従来の捜査方針と申しますか、態度から十歩も百歩も前進されて、世間で何て大がかりだといふくらいに態度で臨んでいただきたい。ただ所管の検査庁が、従来やつてきたような慣例で現場の検証をするというだけではなく、この問題を断たしめるためには徹底的な態度で臨んで、あくまでも原因を追及していただきたい。われわれも昔刑法の一條も習つたのですが、原因のない四十名のとうとい人命がどうして失われたかといふ原因が必ずあると思つた。この原因の追及といふことは、単なる行政上の弁明や釈明で終るものではないのであります。事人命に關する点から意見を申し上げて、当局の御意見を伺つておきたいと思つのであります。こういふ事件が起りますと、従来よ

に捜査陣を張つていただきたい。世間の納得の行くように、こういうことが再び起らないように、当局も真剣な態度で臨んでおるのだという態度を示し願ひたいのであります。この機会にそれを強く申し上げて検査、警察、両当局の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○井本政府委員 私ども御意見全くごもつともたと存じます。本件につきましても、現地でも非常に緊張して調べを始めておるようでございますが、なお御趣旨の点を現地に伝えまして、一そうこの事件の原因究明に努力いたしまして、御期待に沿うようになりたいと思ひます。

○椎名(隆)委員 警察庁の方にお伺ひいたしますが、これは津市の市内の中学校に對して市の教育委員会から永泳を学ぶようにという通牒があつた、橋北中学もやるようになったのですか。

○山口(喜)政府委員 私の方に參つております報告ではさう書いてございませう。従つて現場におきましては、橋北中学のほか二校が交互に永泳訓練を実施しておつたようでございます。

○椎名(隆)委員 そうしますと、津市の橋北中学は永泳をやるのがことし初めてだったのですか。

○山口(喜)政府委員 その点ははつきりいたしておりませぬ。おそらくさうではないと思ひます。

○椎名(隆)委員 そうすると、紫雲丸事件にかんがみて少くとも永泳をやらせなければいけないとするならば、市の教育委員会が永泳の専門の先生を頼むのが普通だと思ひます、私たちも中等学校時代に永泳を学ぶときには、今ま

で中学校で水泳の先生がいなかった場合には、新しい水泳の専門の先生を頼んで教えていただいたのが普通なのであります。市の教育委員会においては水泳の専門教師を頼んでいたかどうか、その点については報告がありません。

○山口(喜)政府委員 その点はございません。ごさいませんが、場所につきましては委員会で相当詳細に現場を調査の上、いろいろ赤旗の表示などをさせて水泳の指導をしておるようでありませぬ。教師の点についてはただいまのところは報告がございませんのでわかりませぬ。

○椎名(隆)委員 水泳の場所は、いずれも一応場所を調べて赤旗を立てておるのが普通であります。しかしこの橋北中学の十九名の先生の中にいわゆる新しい専門の水泳の先生がまじっておったかどうか、その点はわかりませぬか。

○山口(喜)政府委員 いまだ報告に接しておりませぬ。

○椎名(隆)委員 水泳をやるときには、大体中等学校ではいわゆる独泳のできる、一人で泳いでも差しつかえないという上級生が何名かおつて、そうして危険区域の方に出てはいけないといつて張り番をしておるのが普通であります。もしかりにそういうような組織で赤旗を立てておる近辺並びにその周辺に入つてはならないということで、橋北中学校の上級生でいわゆる独泳の免状を持つておる生徒がいて監督していただければ、おそらくこういうこととはなかつただろうと思つて、そういうような点に対する報告はまだ来ておりませぬか。

○山口(喜)政府委員 まだ参つておりませぬ。

○椎名(隆)委員 今回の事件は市の教育委員会の通牒に接して学校側が水泳をやつておつたということから、市の教育委員会にも非常な手落ちがあると思つし、また学校側にも今回の事件には非常に手落ちがあるやに考えられますので、どうぞ敢重に御調査されるよう切にお願い申し上げます。

○山本(桑)委員長代理 次に、本日の日程に掲載されております請願二十七件を議題といたします。

○山本(桑)委員長代理 御異議なしと認めさよう取り計らいます。

○山本(桑)委員長代理 御異議なしと認めさよう取り計らいます。

に説明してありますから、ごらん下さつた方はおわかりであろうと思つますが、もしこれが事実なりとしたならば、これはゆゆしい問題であると思つております。官紀紊乱の全国的なゆゆしい大きな問題として取り上げるべき性質のものであると思つております。しかしながら、また一面から考えてみますと、ささいなことでも大きく考えていたずらに当局に迷惑をかけるような人物もなきにしもあらずでありますから、うっかりと直ちにこれを信じてやるといふことはできないだろうと思つたので、私ども、私の知つておる範囲におきましてはこの請願者、つまり被害者として請願しておる本人福田三代太君は、かつて警察官吏でありましたけれども、非常に常識のある穏健な人物であります。この常識のある穏健な人物がかくのごとき激越なる口調をもちまして、検察官の職権乱用に対して詳細漏らさざるどころの理由を説明しておるとなつてくると、必ずしも思つたのであります。このときにおきまして、当局といつても、これはどちらが事案であるかといふことにつきましても、被害者として請願した人の立場、あるいはまた職権を乱用したと称せられる人の立場、これはどちらにしたところで両方とも立場をはつきりと鮮明にして、そうして初めて民衆に対して事実を明らかにして安堵せしめる責任があると思つております。よつて十分御調査御検討せられまして、もしこの事実がありとしたならば、これはゆゆしい官紀紊乱であると思つて、徹底的に善処していただきたいと

同時に、またこれが言うほどの問題でないとしたならば、検事及び警察官吏のために汚名をそいでやる必要もあると思つております。何分にも徹底的に御善処下さらんことをお願いいたします。まして紹介の任を解く次第であります。

○山本(桑)委員長代理 次に政府当局の説明を求めます。

○小泉政府委員 ただいま濱地議員より御紹介のありました新宮地区検察当局者等の職権乱用に関する請願につきまして、今日まで当局が調査いたしました本件に関する事情を御説明申し上げます。

本件請願者福田三代太が和歌山地方検察庁に対して告訴、告発した事案は、塩見四郎、谷畑与三郎等八名を犯人とする森林窃盗、同補助、詐欺、同未遂、横領、有価証券偽造行使、印章偽造、証憑隠滅、背任及び威力業務妨害等十種の罪名にわたる延べ二十四個の犯罪事実をわたつておりますが、同地検新宮支部において、この告訴、告発事件を捜査中、さらに昭和二十八年六月二十八日大阪高等検察庁に対して、新たに谷畑与三郎及び谷畑新一について詐欺未遂の事実ありとして告訴して参つたのであります。

他方大阪高等検察庁が受理した谷畑与三郎及び谷畑新一の兩名にかかる詐欺未遂告訴事件は、当時和歌山地検新宮支部で捜査中の前記告訴、告発事件と一連の関係があり、むしろその事件の根幹ともなるべき事案であることにかんがみまして、これを和歌山地検に移送することなく、直接同高検の検事を主任とし、慎重取調べを進めたのであります。その結果、これも昭和二十九年十一月九日に至り、犯罪の成立を認めるに足るだけの証明なく不起訴処分にしたのであります。

これらの多数の告訴、告発事実の基礎ともいふべき事案の概要について多少御説明申し上げたいと存じますが、およそ次のような次第であります。すなわち、本件請願者福田は、昭和二十七年八月ごろ尾崎某より和歌山県東牟婁郡下の山林立木を買ひ受けたのであります。その後昭和二十七年十二月中旬ごろ、この尾崎の仲介によつて塩見四郎に対して、この立木を二百五十万円で購入するという契約をなし、本件福田は二十八二月までに五回にわたつたこの塩見から九十万円を受領してしたのであります。しかしながら、この十二月中旬に本件福田と塩見の間には結ばれた契約には、込み入つた条件が付されておる、さらに、その後二十八年一月には、その条件の内容も変更されておる、こういう複雑な事情が錯綜しておるもので、さきの契約が売買契約の予約であつたと見るべきか、あるいはまたこの立木の集団についての所有権は依然として本件福田に帰属していたものとみるのが相当かなどの点につきまして、業界の慣

察庁新宮支部が受理した塩見四郎及び谷畑与三郎等八名にかかる告訴、告発事件については、同庁において昭和二十九年七月十九日中止処分、すなわち犯人の所在不明の理由によりこれ以上捜査を継続し得ないための中止処分、または不起訴、すなわちある事実については犯罪とならず、ある事実については犯罪の嫌疑なしとの処分を付し、

これら事件のうち、和歌山地方検察庁新宮支部が受理した塩見四郎及び谷畑与三郎等八名にかかる告訴、告発事件については、同庁において昭和二十九年七月十九日中止処分、すなわち犯人の所在不明の理由によりこれ以上捜査を継続し得ないための中止処分、または不起訴、すなわちある事実については犯罪とならず、ある事実については犯罪の嫌疑なしとの処分を付し、

これら事件のうち、和歌山地方検察庁新宮支部が受理した塩見四郎及び谷畑与三郎等八名にかかる告訴、告発事件については、同庁において昭和二十九年七月十九日中止処分、すなわち犯人の所在不明の理由によりこれ以上捜査を継続し得ないための中止処分、または不起訴、すなわちある事実については犯罪とならず、ある事実については犯罪の嫌疑なしとの処分を付し、

習その他に照らして困難な問題を腹藏しておいたのでございます。

その間にあって、昭和二十八年二月中旬、谷畑三郎は、この立木について所有権を有するという塩見から百九十五万円で購入したのであります。谷畑自身は、塩見と本件福田との間のたぐいましめ申し上げたような複雑な事情を詳細に知らなかったため、問題の立木は自己の正当な所有に帰したものと見て、二十八年六月中旬ごろから八月中旬ごろまでの間、塩見四郎とともに同立木集団の素材約四百石を山から搬出したのであります。これに對して本件福田は、その立木は自分の所有に帰属するものであるから谷畑三郎及び塩見四郎等の行為は森林窃盗であるとし、冒頭申し上げましたように和歌山地方検察庁に對し、この事實を含む多数の事實について告訴、告発をいたしましたのであります。

他方谷畑三郎及びその息子新一は、その立木は塩見から適法に買入れたもので、同人等の經營する会社の所有に帰してあるとの見解に基き、裁判所に對し、右の立木及び素材の所有権の確認訴訟を提起——この民事訴訟は、いまだ係属中——したのであります。これに對して、本件福田は、谷畑親子はこの立木の所有権が塩見にも移つておらず、自然塩見から所有権の移転などということもあり得ないこととの事情を知りながら、ことさらに裁判所に虚偽の事實を主張し、誤まった確認判決を得、それによつて福田の立木及び素材を騙取しようとしたものであるとなし、詐欺未遂の告訴を大阪高等検察庁に提起したのであります。そこで大阪高等検察庁におきましては、

これらの立木及び素材をめぐる事情を捜査し、あらゆる観点からこれを検討いたしましたのであります。その結果によりますと、本件の立木、素材の所有権はやはり本件福田に帰属し続けているものと認めるのが相当であるが、高度の法律知識を有せず、かつもつぱら塩見を相手方として行動していたにすぎなかつた谷畑親子について、当時塩見が本件立木、素材の所有権を取得していなかつたものであるという事情を知つていたと認めるに足る証拠がないというのであります。従いまして、谷畑親子につきましては、詐欺の犯意がなく、犯罪の嫌疑がないとして不起訴処分とされたのであります。

他方、塩見自身につきましては、本件福田との取引の経緯から見まして、福田から本件立木、素材の所有権の移転をいまだ受けていないことを承知していた疑いがありますが、同人は昭和二十九年一月ごろから所在不明となり、その点について同人を取り調べる事ができない事情にあるのであります。従いまして、和歌山地検新宮支部におきまして、塩見が本件福田所有の素材を搬出窃取した事實及び塩見が福田所有の立木、素材を自己の所有と偽り谷畑親子をだまして金員を詐取したという事實等につきましては、同人の取調べをなし得ぬ以上、その犯罪の成否は断定し得ない關係にありまして、これらの件につきましては、塩見の所在の判明するまで起訴を中止する処分をいたし、以後継続してその所在を捜査いたしておるのであります。以上の捜査過程におきましては、地檢、高檢を通じ、きわめて詳細、綿密な取調べ檢討がなされ、その間本件請

願のごとき、告訴、告発人に対する圧迫、あるいは檢察官の職権乱用等があるかのごとき疑いを差しはさむような事實は、一点も存しておらないのでありまして、正当な捜査であり、かつ、正当な処分であつたと申し上げざるを得ないのであります。

なお、福田は別に法務大臣及び検事総長に對し、この捜査に關係ある檢察官数名を懲戒処分し付すべき旨の陳情書を提出しておるのであります。この陳情は後に取り下げられておることも付言いたします。

○山本(兼)委員長代理 何か御質疑はございませんか。

○濱地文平君 ただいまの御説明は一方的の御説明として私は承わっておりたいと思つておるが、そのお調べはだれによつて調べられたものであるか、ちよつと承わつておきたいと思つておる。

○井本政府委員 現地の檢察官の係員が主として調べたものと思つておる。

○濱地文平君 この告発人福田の言いつ分を見ますと、檢察官及び警察当局にいかにお願をいたしましたも、職権を乱用して圧迫をして、そうして片方の告発せられておる者とはあるいはごちそうをともにしたり、そのほかのことがあるかと福田が言つておるのであります。御当局の調べはその片方の告発せられた方面からのお調べだけでありまして、事實において福田からのお調べはないように思つておる。それですらほんとうに公正にお調べするのでありますならば、もつと違つた方面から実情をお調べにならぬと片手落ちになるのではないかと思つたのでありまして、もしこれが片手落ちであつて、福田というのは真正正銘のまじめ

な人間であり、ほんとうに職権を乱用されて圧迫せられて、こういう日に會つておるのだとしますと、今のような当局の処置では一方的処置でありまして、彼らのために苦しめられておる良民はだれに向つて苦しみを訴えてよいかわからぬことになつていくのであります。ですからこれにはすでに檢察官及び警察当局は悪いことをしておるのである、そしてわがはいを圧迫しておるのである、こういつてその調査をして下さいといつておるのでありますから、告発せられておる人に聞いたら何ら権威はない。違つた方面からよく御研究をして下さつて、そうして正しきものなら正しきものなり、間違つておるものは間違つておるものなりといふことをはっきりと納得するようにしてやつていただきたいといふことを、いわゆる民主主義政治下における民衆の代表として私は申し上げておきたいのであります。何分にもその点におきましては、十分御考慮を願つて、また私は今後の推移につきましては、十分これを監視いたしまして、あくまでも訴えるものは徹底的に訴えたいと思つておる。このことを申し上げておきまして、私の紹介の責任を果す次第であります。

○山本(兼)委員長代理 次に日程第二、第九ないし第十一はいずれも裁判所の庁舎に関するものでありますので一括して議題といたします。当局の意見を求めます。

○磯崎最高裁判所説明員 諸願四件のうち青森県の五所川原支部と秋田県の湯沢支部につきましては、三十年予算におきましてその庁舎の基礎工事

とコンクリート打ち工事のできますだけの処置ができております。三十一年度予算におきまして残る工事の予算を獲得いたしましたして、三十一會計年度末までには両庁舎は完成することになつております。

次に福島家庭裁判所の庁舎につきましては、庁舎がすでに相当古くなつておりました。地元側から改築の御要望もありませんが、ほかになにお職員の庁舎が多数残つております。福島は古くなつておりますけれども、なお修繕を加へまして、しばらくは使えるといふふうな状況でありますために、順序があつたつておりますけれども、これにつきましても、順次予算措置を講じて、地元の御要望に沿うように努力いたしたいと思つておる。

○山本(兼)委員長代理 何か御質疑はございませんか。——なければ次に移ります。

○山本(兼)委員長代理 次に日程第十二、第二十五はいずれも裁判所の設置に関するものでありますので一括議題といたします。当局の意見を求めます。

○小泉政府委員 第十二の鷹巣町に簡易裁判所設置の請願について申し上げます。ただいま問題になつておる秋田県北秋田郡鷹巣町に簡易裁判所を設置された旨の請願の趣旨は十分了解いたしました。秋田県北秋田郡は全郡大館簡易裁判所の管轄になつておるのであります。交通その他の不便の事情は了解されるのであります。予定区域内の事件数も現在のところでは比較的僅少であるばかりでなく、本請

願は第十六回国会の参議院で採択された同部米内沢町の請願と競願のかたちとなつており、かつ、国家財政上の制約もきわめてきびしい現状でもありま

すので、早急に希望に沿ふことは困難かと思われまが、最高裁判所と協議いたしまして、なお十分研究いたしたいと存じますから、さよう御承知をお願いいたします。

次に山口県宇部市に山口地裁宇部支部等設置の請願でございます。裁判所支部の設置に関する事項は、最高裁判所の権限に属しておりますので、本請願の趣旨を最高裁判所に伝達し、十分の考慮を煩わすことにいたしたいと存じますので、さよう御承知をお願いいたします。

次に三本木市に青森地方裁判所支部設置の請願でございます。裁判所支部の設置に関する事項は、最高裁判所の権限に属しておりますので、本請願の趣旨を最高裁判所に伝達し、十分の考慮を煩わすことにいたしたいと存じますので、さよう御承知をお願いいたします。

○山本(兼)委員長代理 何か御質疑はございませんか。——なければ次に移ります。

○山本(兼)委員長代理 次に日程第十七、十九、二十一及び二十三はいずれも売春等処罰法制定促進に関するものであります。これを一括議題といたします。当局の意見を求めます。

○小泉政府委員 売春問題、人身売買等の問題につきましても、政府としては、政府として、これが社会風致上熟慮し、難い現状にあるのかんがみ、早急にこの問題に対する総合的対策を樹立する必要があるものと考へ、前内閣の方

針を踏襲し、前内閣当時設置された売春問題対策協議会の早急なる結論を求めて参つたのであります。近くその最終結論が答申されることと相なっておりますので、これらの意見も十分尊重し、また衆議院法務委員会における今回の決議に基き、新たに売春対策審議会が内閣に設けられた場合には、これらの意見もあわせて十分検討し、すみやかに総合的施策を樹立したいと考へておる次第であります。

○山本(兼)委員長代理 何か御質疑はございませんか。——なければ次に移ります。

○山本(兼)委員長代理 次に日程第一、第四、第五、第十三ないし第十六及び第二十四はいずれも戦犯に関するものでありますので、一括して議題といたします。政府委員の意見を求めます。

○小泉政府委員 ただいま議題となりましたものは、全部巣鴨刑務所在職戦犯者の釈放等に関する請願でございますので、一括してこれに対する当局の見解を申し上げます。

平和条約の発効に伴い、日本政府に移管された巣鴨在所者九百二十七名、その後モンテンルパ、マヌス等から巣鴨に送還された者は二百十七名であります。これらの人々は平和条約の規定により、わが方の勸告と関係国の同意とによつて出所を許されることとなつておりますので、政府は従来から機会あるごとに関係者に対して全面的勸告を行うほか、個々の人々について一回ないし数回の仮出所または赦免、減刑の勸告を行い、熱心に出所の許可を求めて参つたのであります。こ

れによりまして、中国関係九十一名、比国関係五十六名、仏国関係四十二名はすでに全部解決し、現在は米国二百十名、英、蘭、オランダ、百三十三名、豪州百四十九名及び樺東関係七名、合計五百七十九名となっております。戦後十年を経た今日なおこのように多数の同胞を戦争犯罪人の名のもとに拘禁することを余儀なくされておりますことは、国際平和を念願する政府といたしましてまことに遺憾に存するところであり、本人の苦惱はもちろ

ん、家族の困窮に思いをいたしますとき心からの同情を禁じ得ないのであります。

わが方の熱望にもかかわらず、関係国が容易に全員の釈放を許可してくれないのは、多くはそれぞれの国の政府が自国民の世論の動向をおもひながら、と全面釈放をちゅうよして、昨年来と想像されるのであります。昨年米内閣政府は仮出所適格性取得期間の短縮を認め、さらに最近では従来大統領が保有していた仮出所減刑の決定権を戦争犯罪人仮出所委員会に移譲する等相次いで緩和措置をとるに至り、これによつて去る五月三十八名が仮出所を許され、その後もほぼ定期的に数名ずつ出所を許されているのであります。そのほか、最近一、二の国におきまして日本人戦犯釈放の機運が高まつてきているように考えられる向きもあつてい

で、政府といたしましては、この機会を逸することなく、条約による正式な勸告及び勸告を裏づける追加資料の送付に努めるほか、従来諸方策をさらに強力に推進して、在所者及びその家族の窮迫せる実情を宗教その他の民間諸団体を通じて全世界の人々に訴える

等、戦犯釈放に関する世界の世論を喚起するとともに、関係国の日本人戦犯に対する国民感情の緩和をはかり、もつて請願の御趣旨に沿ひ、全戦犯の早期釈放を実現するため最善の努力をいたす所存であります。

○山本(兼)委員長代理 何か御質疑はございませんか。——なければ次に移ります。

○山本(兼)委員長代理 次に日程第二十六を議題といたします。本請願は刑事訴訟法の改正に関するものであります。政府当局の意見を求めます。

○小泉政府委員 刑事訴訟法第二百六十条を改正して告訴人等の請求により不起訴理由を告げる場合には必ず書面をもつてしなければならぬとせられたいとの御趣旨はごもつともでありま

すが、場合により口頭で告げる方が意を尽し、告訴人等の納得の得られる場合もありまので、現行法は告知の方法につき特別の規定を置かず、場合に

より適宜の方法を取り得ることとして

いるのであります。従つて現在これを必ず文書により告知すべきことと改正することは考へていないのであります。しかしながら御趣旨については十分研究したいと存じます。

なお本請願中後半の部分の御趣旨が不明であります。いわゆる人権じゅうりゆん事件については裁判所に不起訴処分は檢察審査会において不起訴処分の

当否の審査をし、不起訴処分を相当でないとするときは、檢察庁の長に勸告をすることができるとなつておりますので、御希望の点はこれにより十分満たされているものとして考へておる次第でございます。

○山本(兼)委員長代理 何か御質疑はございませんか。——なければ次に移ります。

○山本(兼)委員長代理 次に日程第二十二を議題といたします。本請願は農民の均分相続に関するものであります。政府当局の意見を求めます。

○小泉政府委員 法務省の所管に関する事項についてお答えいたします。法務省におきましては、法制審議会において民法の改正について目下検討中であります。農家の相続に關しまして

も、本請願で指摘されているような点をも含めて十分に検討されることを考えております。

○山本(兼)委員長代理 何か御質疑はございませんか。——なければ以上をもって質疑を終了いたします。

○山本(兼)委員長代理 次に御語りいたします。本日の請願日程中第一ないし第五、第七ないし第二十一及び第二十三ないし第二十七はいずれも採択の上内閣に送付すべきものと決定、その他のものはその決定を留保いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本(兼)委員長代理 御異議なければさよう決定いたします。

なお報告書の作成等は委員長に御一任を願います。

○山本(兼)委員長代理 この際閉会中審査に関する件についてお語りいたします。閉会中審査事件といたしまして、一、裁判所法の一部を改正する法律案、二、裁判所の司法行政に関する件、三、法務行政及び檢察行政に関する件、四、人権擁護に関する件、五、交通犯罪に関する件、六、戦犯服役者に関する件、七、売春問題に関する件については閉会中もなお審査を継続するためその旨を議長に申し入れたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本(兼)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお申入書の作成については委員長に御一任を願います。なお閉会中審査事項等については字句の修正等必要な

事項がありましたら、委員長に御一任願うことにいたしましたと存じますので、御了承願います。

この際、委員派遣承認申請に関する件についてお語りいたします。すなわち、先ほどお語りいたしました閉会中審査の申し出が議長において許可になりました場合は、その調査事項につき現地に委員を派遣して調査いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本(兼)委員長代理 御異議がなければさよう決定いたします。

なお、派遣委員の人数、日時等の諸般の手続は、委員長に御一任を願っております。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

〔参照〕

請願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年八月四日印刷

昭和三十年八月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局